

1 服装

(1) 制服

- ア 制服 本校指定の制服 販売店 丹後町制服組合
- イ 制服の加工はしない。
- ウ 制服の下にはカッターシャツを着用する。
- エ カッターシャツの下に着用するインナー類はベージュ・白色とする。
- オ スラックスにはベルトを着用する。(黒・茶)
- カ スカート丈は膝にかかるものとする。

(2) 靴下

- ア 白・黒色の靴下とする。(ワンポイント可)
- イ パンストは、ベージュの無地とする。
- ウ 冬季はタイツ(黒色・無地)を使用してもよい。

(3) 体操着

- ア 上下のジャージ・ハーフパンツは、本校指定のものとする。
販売店 丹後町制服組合
- イ Tシャツは本校指定のものとする
販売店 丹後町制服組合

(4) カッターシャツ

- 白のカッターシャツとする。
販売店 丹後町制服組合

(5) 通学用雨具(カッパ)

- クリーム色を基本とする。
販売店 丹後町制服組合

(6) 防寒着

- ア コート・ジャンパー・ウインドブレーカーを着用してもよい。
- イ 制服の下にはセーター、カーディガン、ベストの着用を認めるが、黒または紺色の無地のものとする。

2 靴

(1) 上靴

- 本校指定のものとする。 販売店 丹後町制服組合

- 令和 6 年度入学生は赤ライン
令和 7 年度入学生は緑ライン
令和 8 年度入学生は青ライン

※体育館シューズは、全学年黄ライン

(2) 通学靴

運動靴を原則とし、ブーツ類は禁止する。(長靴可)

3 頭髪

ア 頭髪加工は行わない。(染髪等)

イ ヘアゴムの色は黒・紺・茶とする。飾りのあるものやシュシュは使用しない。

4 登下校

(1) 登校時は制服を原則とする。但し、1時間目に体操服を使用する場合と下校時は体操服を可とする。

(2) 交通規則・マナーを守る。

(3) 指定の通学路を登下校する。

(徒歩通学者のトンネル内の歩行は、1列とする)

(4) 以下の規定を守れる生徒に自転車通学を許可する。

ア 入学時に「自転車通学許可願」を校長宛に提出し、許可を得る。

イ 1列走行等交通規則を守る。

ウ 登下校時にヘルメットを着用する。

エ 自転車は本校規定にあったものとし、加工はしない。

【規定】・ハンドルは標準型とする。

・切り替えは内装とする(シフト段数は問わない)。

・荷台と両足スタンドの装備が望ましい。

オ 本校指定のステッカーを貼る。(入学後に配布)

カ 規定が守られない場合は自転車通学の許可を取り消す場合がある。

5 その他

(1) 服装や頭髪、生活態度については、本校きまり以外にも中体連「申し合わせ事項」を守る。(対外試合等のルールなど)

(2) 持ち物には全て記名する。

(3) 学校生活に不必要なものは持ってこない。

(4) 年間を通してお茶を持参してもよい。ペットボトルは、ケースに入れるかタオルで包む。